

■要介護認定の審査期間に目安を設定、公表する方針示す 厚労省

- ・厚生労働省は 9 日、介護保険サービスの利用に必要となる要介護認定の申請から認定までの期間が 30 日以内となるよう審査の段階ごとに目安の期間を設定し、公表する方針を社会保障審議会・介護保険部会に示した。認定までに「法定原則処理期間」の 30 日を超える状況が常態化していることを踏まえた対応で、自治体での審査の迅速化を図る狙いがある。
- ・厚労省はまた、認定の申請日から二次判定日までの審査期間などを都道府県・保険者ごとに一覧表にして同省のホームページに公表する方針も示した。
- ・意見交換では、東憲太郎委員（全国老人保健施設協会会長）が、▽認定調査の依頼から実施までに要する期間▽保険者が主治医意見書を依頼してから入手までに要する期間▽介護認定審査会を含む行政の事務手続きの期間—の 3 つについて目安を定めるべきだと指摘。江澤和彦委員（日本医師会常任理事）も同様の意見を述べた。
- ・自治体の関係者から、原則 30 日以内という法定日数の見直しも視野に検討するべきだとの指摘もあった。
- ・介護保険制度では、寝たきりや認知症などで要介護状態になることや、家事や身支度などの日常生活に支援が必要で特に介護予防サービスが効果的な要支援状態になった場合に介護の必要度合いに応じた介護サービスを受けることができる。この要介護・要支援状態にあるかどうかの判定を行うのが要介護認定で、保険者である市町村に設置される介護認定審査会が行う。
- ・要介護認定は申請から原則 30 日以内に認定するよう介護保険法で規定しているが（法定原則処理期間）、それを超える市町村が多い。
- ・2022 年度の上半期に介護保険総合データベース（介護 DB）への要介護認定情報の登録が 500 件以上だった市町村を対象に厚労省が集計したところ、要介護認定の申請から認定までが平均で 40.2 日と、法定原則処理期間を大幅に超過していた。
- ・また、22 年 10 月－23 年 3 月申請分の介護 DB に認定情報を送信した自治体が 1,735 市町村あり、うち認定審査期間が平均で 30 日以内だったのは 97 市町村（5.6%）にとどまっ

た。

- ・申請から認定まで原則 30 日を大幅に超える要介護認定が常態化することや、認定プロセスでの調査・評価・判定結果にばらつきが生じることで、介護保険の利用者が必要なサービスを迅速に利用できないケースがあるとの指摘がある。
- ・政府が 24 年 6 月に閣議決定した規制改革実施計画には、要介護認定の申請から認定までの審査期間について全国集計や都道府県・保険者別のデータを厚労省が 24 年度から 27 年度まで毎年公表すると明記。また、要介護認定の調査や審査の段階ごとに保険者が目指すべき目安となる期間を検討し、24 年度中に設定するとされた。

※詳細は下記資料をご参照ください。

○第 115 回社会保障審議会介護保険部会の資料について（令和 6 年 12 月 9 日（月））

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_46380.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_46380.html)